

催眠商法(SF商法)

「無料でプレゼント」「格安」などと言って人を集め、閉め切った会場で日用品などを無料で配布したり、安い値段で売ったりして得した気分させます。雰囲気盛り上げ、興奮状態にしたところで、高額な商品を購入させる商法です。

事例

Case

「**無**料で日用品がもらえる」「健康にいい話が聞ける」とチラシが入っていたので、店に行った。欲しい人は挙手をして日用品をもらう仕組みで、何度も手を挙げていっているうちに気分が高揚して、「50万円を半額」と言われて、思わず健康器具を買ってしまった。



! 催眠商法の勧誘商品・サービスの内容例

● 布団 ● 家庭用磁気マットレス ● 家庭用電気治療器具 ● 健康食品 等々

アドバイス

Advice

粗品や景品につられて、安易に会場に行かない!

- 周りの雰囲気になまけず、必要でなければハッキリ断りましょう。
- 契約書面を受け取ってから**8日間以内であればクーリング・オフができます。**

ポイント Point

「**タダより高いものはない!**」と心得ましょう。

次々販売

一人の消費者に次から次へと契約させる商法です。

訪問販売で大量の商品を次々に契約させるケースや、複数の業者が次々に訪れて契約させられ、結果的に不必要な数量、商品の購入(過量販売)となるケースがあります。**特定商取引法で、訪問販売による過量販売は禁じられており、契約の取り消しができます。**

